# 第61回
# 定時株主総会
# 招集ご通知

Shinkawa

**日 時**

2019年６月27日（木曜日）
午前10時（午前９時より受付開始）

**場 所**

東京都武蔵村山市伊奈平２丁目51番地の１
株式会社 新川 本店会議室
（第８号棟６階）

**目 次**


■第61回定時株主総会招集ご通知 …… 2
■株主総会参考書類 …… 6
（添付書類）
■事業報告 …… 26
■連結計算書類 …… 41
■計算書類 …… 43
■監査報告 …… 45
■ご参考 …… 48


株式会社 新　川

証券コード　6274

# 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より新川グループに対する格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第61回定時株主総会を2019年６月27日（木）に開催いたしますので、「招集ご通知」により株主総会の開催をお知らせするとともに、今期の事業の成果と今後の取組みを「事業報告」によりご報告申し上げます。

当社グループは、中国で新規代理店を採用し新規顧客の開拓を進めるとともに、前期に新たにグループに加わった株式会社ＰＦＡと各分野でのシナジーを追求し、ワイヤボンダの新たなマーケットを見据え、電子部品実装にも対応するよう技術強化を進め、企業価値向上と市場の拡大を図ってきました。

今年の２月には、当社とヤマハ発動機株式会社及びアピックヤマダ株式会社との事業統合を実施することを発表しました。今後、市場での競争優位を確立し、集約の進む海外企業に対抗しうる成長企業体を目指します。また、2019年7月1日にはヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社に社名変更の予定です。

当社グループは、「人がもっと創造力を発揮できる社会へ、新川はロボット技術の最先端を進みます。」という経営理念の下、半導体後工程及び電子部品実装分野におけるTurn-Keyプロバイダー、日本発の新しいプロセス技術を創造・発信する企業を目指して参ります。
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年６月

代表取締役社長　長野高志

**基本理念**　『人がもっと創造力を発揮できる社会へ、新川はロボット技術の最先端を進みます。』人が創造力を発揮し夢と希望を持てる社会、人が人の持つ可能性に挑戦できる環境、新川は、その実現のためにロボット技術を磨き、人間社会をより豊かにする最先端技術を提供し続けてゆきます。

**行動指針**　私たちは、あらゆる行動の根底には、常に本質を追求する姿勢が大切だと考えます。表面的な事象や慣例にとらわれず、『本質は何か』を真摯に追い求め、以下の行動指針に従い進みます。

- 挑　戦　(Challenge)
- 変　化　(Change)
- 協　働　(Collaboration)

証券コード　6274
2019年６月７日

株　主　各　位

東京都武蔵村山市伊奈平２丁目51番地の１
**株　式　会　社　　新　　川**
代表取締役社長執行役員　　長　野　高　志

# 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、お手数ながら、2019年６月26日（水曜日）午後５時25分までに議決権を行使下さいますようお願い申しあげます。**

【郵送による議決権の行使】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】
　後記の「議決権行使についてのご案内」ご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

　なお、議決権行使書面とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとします。
　また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

敬　具

記

**１．日　　時**　2019年６月27日（木曜日）午前10時（午前９時より受付開始）
**２．場　　所**　東京都武蔵村山市伊奈平２丁目51番地の１
　株式会社　新川　本店会議室（第８号棟６階）

**3．目的事項**

**報告事項**　第61期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　監査役３名選任の件

**第２号議案**　補欠監査役１名選任の件

**第３号議案**　会計監査人選任の件

**第４号議案**　新設分割計画（改訂版）承認の件

以　上

---

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

2．当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席下さい。

3．当社は、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項を法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shinkawa.com/ir/meeting/）に掲載することにより株主の皆様に提供しているため、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
② 連結株主資本等変動計算書
③ 連結計算書類の連結注記表
④ 株主資本等変動計算書
⑤ 計算書類の個別注記表

したがいまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

4．株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shinkawa.com/ir/meeting/）に掲載させていただきます。

5．当社は、株主総会招集ご通知を英訳にてインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shinkawa.com/en/ir/meeting/）に掲載しますので、そちらも併せてご参照下さい。なお、翻訳版はあくまで参考としての位置づけであります。万一翻訳に誤りが発見された場合、速やかに修正いたしますが、当社はそれによる一切の責任は負わないものとさせていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただく場合

**株主総会開催日時** 2019年６月27日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出下さい。

## 株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使のお手続きについて

**行使期限** 2019年６月26日（水曜日）午後５時25分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。なお、同封の記載面保護シールをご利用下さい。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

**行使期限** 2019年６月26日（水曜日）午後５時25分まで

## ● QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**です。

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

**※下記方法での議決権行使は1回に限ります。**

### 1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

**「ログイン用QRコード」はこちら**

### 2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

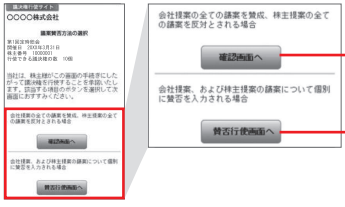


### 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

**画面の案内に従って行使完了です。**

**二回目以降のログインの際は…**
下記のご案内に従ってログインして下さい。

## ● ログインID・仮パスワードを入力する方法

### STEP1

議決権行使ウェブサイトにアクセス

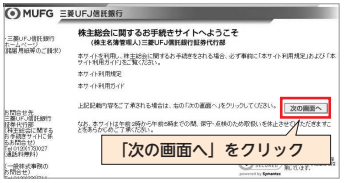


### STEP2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

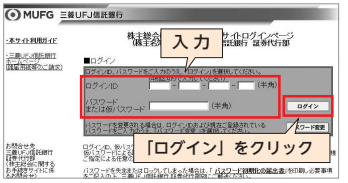


### STEP3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力

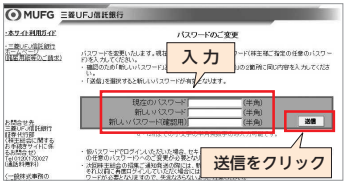


**以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

### ご注意事項

**1. 議決権行使サイトについて**

❶ 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。

❷ インターネットによる議決権行使は、**2019年６月26日（水曜日）午後５時25分まで受け付け**いたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

**2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い**

❶ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。

❷ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

**3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料等は、株主様のご負担となりますのでご了承下さい。

以上

**議決権行使サイト**
**https://evote.tr.mufg.jp/**

※ ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。

**システム等に関するお問い合わせ**

**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）**
**0120-173-027**
**（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）**

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　監査役３名選任の件

本年４月26日に開催された当社臨時株主総会の第１号議案「第三者割当による募集株式発行の件」においてご承認いただきました、ヤマハ発動機株式会社に対する第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）に基づくヤマハ発動機株式会社による払込みが、本総会終結の時までに実行されていない場合、本総会終結の時点では同臨時株主総会の第３号議案「定款一部変更（１）の件」においてご承認いただいた定款変更の効力が発生せず、監査役３名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本第三者割当増資に基づくヤマハ発動機株式会社による払込みが本総会終結の時までに実行された場合には、本議案を撤回いたします。これは、当社は、本第三者割当増資に基づくヤマハ発動機株式会社による払込みが本総会終結の時までに実行された場合には、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、監査役を選任する必要がなくなるためです。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号
1

# 伊藤（いとう）　宏（ひろし）

（1957年10月８日生）

新　任

所有する当社の株式の数
―株

監査役在任期間
―年（本総会終結時）

取締役会出席回数
（2018年度）
―回／―回（―%）

監査役会出席回数
（2018年度）
―回／―回（―%）

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年４月　ヤマハ発動機株式会社入社
2007年９月　Yamaha Motor Corporation, U.S.A.　バイスプレジデント
2008年３月　同社　エグゼクティブバイスプレジデント
2011年１月　Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America　取締役社長
2015年１月　ヤマハ発動機株式会社　企画・財務本部経営企画部企画担当
2015年３月　同社　監査役
2019年３月　同社　顧問（現在に至る）

社外監査役候補者とした理由

Yamaha Motor Corporation, U.S.A. エグゼクティブバイスプレジデント（コーポレート担当）、ヤマハ発動機株式会社常勤監査役等の経験と実績により、経営管理・内部統制全般に関する豊富な知識と高い専門性を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、これまでの経験・知見等に基づき、業務執行の監視やコーポレートガバナンスに関してご提言などを期待できることから選任をお願いするものです。

候補者番号
2

よし の　まさ き
# 吉野　正己　(1960年４月23日生)

再　任

所有する当社の株式の数
10,131株

監査役在任期間
12年（本総会終結時）

取締役会出席回数
(2018年度)
18回／19回（94.7%）

監査役会出席回数
(2018年度)
15回／15回　（100%）

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年４月　外務省入省
1995年４月　第一東京弁護士会登録 梶谷綜合法律事務所入所
2002年１月　米ニューヨーク州弁護士登録
2004年10月　竹川・岡・吉野法律事務所入所 同所パートナー
2007年６月　当社監査役（現在に至る）
2014年７月　吉野総合法律事務所設立 代表パートナー（現在に至る）
2019年６月　日本ケミファ株式会社　社外取締役（就任予定）

社外監査役候補者とした理由

長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、これまでの経験・知見等に基づき、経営全般の監視と有効な助言を期待できることから選任をお願いするものです。

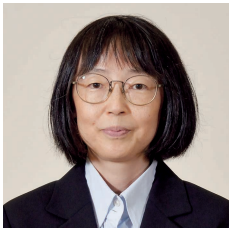

候補者番号 3

## 三矢　麻理子（みつや　まりこ）　(1962年３月25日生)

再　任

所有する当社の株式の数
―株

監査役在任期間
8年（本総会終結時）

取締役会出席回数（2018年度）
18回／19回（94.7%）

監査役会出席回数（2018年度）
15回／15回（100%）

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年４月　監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所
1990年３月　公認会計士登録
2007年８月　プロミネントコンサルティング株式会社入社
2009年11月　同社　代表取締役
2011年６月　当社監査役（現在に至る）
2016年４月　東京工業大学　監事（現在に至る）

### 社外監査役候補者とした理由

公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、これまでの経験・知見等に基づき、経営全般の監視と有効な助言を期待できることから選任をお願いするものです。

（注）
1．伊藤宏氏は、新任の監査役候補者であります。
2．伊藤宏氏は、本第三者割当増資により当社の親会社となる予定のヤマハ発動機株式会社の顧問に就任しております。また、同氏は、過去５年間において、同社及びその子会社の業務執行者になったことがありますが、2015年３月から2019年３月までの４年間は、同社の常勤監査役として業務執行を監査する立場にありました。同氏の同社及びその子会社における過去５年間の業務執行者としての地位及び担当は「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
3．吉野正己及び三矢麻理子の各氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4．所有する当社の株式数は、2019年３月31日現在のものであり、新川役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数であります。
5．伊藤宏氏、吉野正己氏及び三矢麻理子氏は、社外監査役候補者であります。
6．吉野正己氏及び三矢麻理子氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ12年及び８年であります。
7．吉野正己氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
8．当社は、吉野正己及び三矢麻理子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9．当社は、吉野正己氏及び三矢麻理子氏と、定款第34条に基づく責任限定契約を締結しております。また、伊藤宏氏、吉野正己氏及び三矢麻理子氏が監査役に就任した場合、当社は各氏との間で、定款第34条に基づく責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

**（ご参考）社外役員の独立性判断基準**

当社は、会社法に基づく社外役員の独立性判断基準を下記のとおり定め、いずれかに該当する社外役員で、一般株主と利益相反が生じる恐れがあると認められる者は独立性を有しないものと判断します。

1．現在および過去において新川グループの業務執行者である者
（業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員または使用人等をいう。以下同じ。）
2．新川グループの主要な取引先（＊）とする者またはその業務執行者
＊「主要な取引先」とは、以下に該当する者をいう
・その者の直前事業年度連結売上高の５％以上を新川グループが占める
・当社の直前事業年度連結売上高の５％以上を占める
・当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関
3．新川グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（＊）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
＊「多額の金銭その他の財産」とは、その者の直前事業年度連結売上高の５％または１千万円のいずれか高い方の額を超えることをいう
4．当社の主要株主（＊）またはその業務執行者
＊「主要株主」とは総議決権の10％超の議決権を保有している者
5．当社が総議決権の10％超の議決権を保有する企業等の業務執行者
6．新川グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある企業等の業務執行者
7．新川グループから年間１千万円を超える寄付を受けた法人・団体等の業務執行者
8．上記２～７について現事業年度を含む過去５年間において該当していた者
9．上記１～８に該当する者が重要な者（＊）である場合には、その者の配偶者または２親等内の親族にあたる者
＊「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員、部長格以上の上級管理職にある使用人、上記３の場合は公認会計士または弁護士等をいう

## 第２号議案　補欠監査役１名選任の件

本第三者割当増資に基づくヤマハ発動機株式会社による払込みが、本総会終結の時までに実行されていない場合において、法令に定める監査役の員数を欠くことになるときに備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本第三者割当増資に基づくヤマハ発動機株式会社による払込みが本総会終結の時までに実行された場合には、本議案を撤回いたします。これは、当社は、本第三者割当増資に基づくヤマハ発動機株式会社による払込みが本総会終結の時までに実行された場合には、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行し、補欠監査役を選任する必要がなくなるためです。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

所有する当社の株式の数
一株

さの　まこと
**佐野　真**　（1969年４月10日生）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | |
|---|---|
| 1995年４月 | 第二東京弁護士会登録 田邨・大橋・横井法律事務所（現晴海協和法律事務所）入所 |
| 2001年６月 | 株式会社アートネイチャー社外監査役 |
| 2011年11月 | 不二綜合法律事務所入所 同所パートナー |
| 2015年４月 | 大井暁法律事務所（現大井・佐野法律事務所）入所 同所パートナー（現在に至る） |

補欠社外監査役候補者とした理由

長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、これまでの経験・知見等に基づき、経営全般の監視と有効な助言が期待できるため選任をお願いするものです。

（注）１．佐野真氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．所有する当社の株式数は、2019年３月31日現在のものであります。
３．佐野真氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができるからであります。佐野真氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
４．佐野真氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、定款第34条に基づく責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１

項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5．佐野真氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に選任された場合、当社は同氏を独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

## 第３号議案 会計監査人選任の件

監査役会の決定に基づき、当社の会計監査人について、本総会終結の時をもって任期満了となる明治アーク監査法人に代えて、新たにEY新日本有限責任監査法人の選任をお願いするものであります。

１．新たな監査法人としてEY新日本有限責任監査法人を候補者とした理由

監査役会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人評価・選定基準に照らして、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性と、当社グループのグローバルな事業活動を一元的に監査する体制を有していること、本第三者割当増資により当社の親会社となる予定のヤマハ発動機株式会社の会計監査人であること、加えて、会計監査人の交代により、従来と異なる視点や手法による監査を通じて当社財務情報の更なる信頼性の向上が期待できると判断したためであります。

2．会計監査人候補者

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在場所、沿革等は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 名称 | EY新日本有限責任監査法人 |
| 主たる事務所 | 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号<br>東京ミッドタウン日比谷　日比谷三井タワー |
| 沿革 | 1967年１月　監査法人太田哲三事務所設立<br>1969年12月　昭和監査法人設立<br>1985年10月　監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人となる<br>1986年１月　センチュリー監査法人設立<br>2000年４月　太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる<br>2001年７月　新日本監査法人に名称変更<br>2008年７月　新日本有限責任監査法人に名称変更<br>2018年７月　EY新日本有限責任監査法人に名称変更 |
| 概要 | 資本金　1,019百万円（2019年３月31日現在）<br><br>構成人員　5,470名（2019年３月31日現在）<br>パートナー　（特定社員13名を含む）　563名<br>専門職　3,568名<br>事務職　1,339名<br>合計　4,907名<br>上記のうち、公認会計士　2,589名<br>公認会計士試験合格者（会計士補を含む）　979名<br><br>監査関与会社　3,920社（2019年３月31日現在） |

## 第４号議案 新設分割計画（改訂版）承認の件

第３号議案「会計監査人の選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社の会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人が選任されます。加えて、本年４月26日に開催された当社臨時株主総会の第２号議案「新設分割計画承認の件」においてご承認いただきました新設分割計画（以下「本計画」といいます。）に基づき、本年７月１日を効力発生の予定日とする新設分割により設立する「株式会社新川」の会計監査人も、同じくEY新日本有限責任監査法人といたしたく存じます。以上の経緯より、本計画に設立時会計監査人の名称を補充いたしましたので（本計画からの変更箇所については、下記「２．新設分割計画の内容の概要」記載の新設分割計画（改訂版）（写）中の下線部分をご参照ください。）、設立時会計監査人の名称を補充した新設分割計画（改訂版）について、株主の皆様のご承認をお願いいたしたく存じます。なお、本議案をご承認いただくことにより、当該下線部分を含めた新設分割計画（改訂版）全体をご承認いただいたものとさせていただきます。

会社分割を行う理由、及び上述の変更箇所を除く新設分割計画の内容については、本年４月26日に開催された当社臨時株主総会の第２号議案「新設分割計画承認の件」においてご承認いただいたとおりであります。

なお、本議案の決議の効力は、本第三者割当増資に基づく払込みが実行されていること及び当社によるアピックヤマダ株式会社の株式に対する公開買付けが成立していることを条件として発生するものといたします。

１．会社分割を行う理由

当社、ヤマハ発動機株式会社及びアピックヤマダ株式会社の三社は、2019年２月12日開催の各社の取締役会において、第三者割当増資を通じたヤマハ発動機株式会社による当社の子会社化、並びに、公開買付け及びその後の一連の手続を通じた当社によるアピックヤマダ株式会社の完全子会社化並びに当社の会社分割による当社及びアピックヤマダ株式会社の共同持株会社体制への移行を伴う三社間の事業統合を行うことをそれぞれ決議し、統合契約を締結いたしました。本議案に係る新設分割は当該事業統合のための一連の取引の一環として行われるものです。

２．新設分割計画の内容の概要

本件会社分割に係る新設分割計画（改訂版）の内容は、次のとおりであります。

新設分割計画書（改訂版）（写）

株式会社新川（2019年７月１日付で「ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下「甲」という。）は、「株式会社新川」（以下「乙」という。）を新たに設立し、甲が営む半導体製造装置及びその技術を応用した電子精密機器等の研究・開発・設計・製造・販売及び保守サービスに関する事業（以下「本事業」という。）と当該事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本件分割計画書」という。）を作成する。

第１条（乙の定款記載事項）
乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙１「定款」記載のとおりとする。なお、乙の具体的な本店所在場所は、東京都武蔵村山市伊奈平２丁目51番地の１とする。

第２条（乙の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人の氏名又は名称）
乙の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。
（設立時取締役）長野高志、石岡修、佐久間巧、永島敦史
（設立時監査役）伊藤宏
（設立時会計監査人）EY新日本有限責任監査法人

第３条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）
（１）乙は、第６条に定める分割期日において、甲から、2019年３月31日時点の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第６条に定める分割期日の前日までの増減を加除した別紙２「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、総称して「本件承継資産等」という。）を承継する。
（２）本件分割後、甲は、乙に承継される債務すべてについて、免責的債務引受の方法により承継し、本件分割後、甲は当該債務を負わない。

第４条（乙の普通株式全部の取得）
乙は、乙の設立に際して普通株式10,000株を発行し、本件承継資産等の全部に代わる対価として当該株式のすべてを甲に割当交付する。

第５条（新設分割設立会社の資本金の額及び準備金）
乙の設立の際における資本金、資本準備金及び利益剰余金の額は、次のとおりとする。
（１）資本金　　金100,000,000円
（２）資本準備金　　会社計算規則第49条第１項が定める株主資本等変動額から上記（１）に定める資本金の額を控除した額
（３）利益剰余金　　金０円

第６条（乙の成立日）
乙の設立の登記をする日（本件分割計画書において「分割期日」という。）は、2019年７月１日とする。ただし、本件分割の手続の進行その他の事情により必要があるときは、甲の取締役会決議による承認を得て、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務の不存在）
　甲は、本件分割の分割期日後においても、乙が承継する事業につき、法令（会社法第21条を含むがこれに限らない。）によるか否かを問わず、競業避止義務を負わない。

第８条（計画書の承認）
　甲は、2019年6月27日までに株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、本件分割の手続の進行その他の事情により必要があるときは、甲の取締役会決議による承認を得て、これを変更することができる。

第９条（条件の変更）
　甲は、本件分割計画書作成の日から分割期日までの間において、甲の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、本件分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第10条（その他）
　本件分割計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

以上

2019年5月27日

東京都武蔵村山市伊奈平２丁目51番地の１
（甲）株式会社新川
代表取締役社長執行役員　　長野　高志　㊞

別紙１

株式会社新川　定款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社新川と称し、英文ではSHINKAWA LTD.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）産業用ロボット、生産ラインシステム、その部品および付属品の製造ならびに販売
（２）電気機械器具、電気通信機械器具および電子応用機械器具類、その部品および付属品の製造ならびに販売
（３）輸送機械器具、精密・光学機械器具、その部品および付属品の製造ならびに販売
（４）ソフトウェアおよび関連システムの作成ならびに販売
（５）前各号の製品に関連する修理および保守管理
（６）情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスに関する事業
（７）総合リース業・レンタル業
（８）前各号に掲げた事業のコンサルティング、エンジニアリング、技術・ノウハウの開発、提供、販売
（９）前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都武蔵村山市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。
２．事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

（株式の譲渡制限）
第７条　当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡請求）
第８条　当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第９条　当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名または記名押印し、共同してしなければならない。
２．前項の規定にかかわらず、会社法施行規則第22条第１項に定める事項に該当する場合には、株式取得者が単独で前項の規定による請求をすることができる。

（株主の住所等の届出）
第10条　当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称および住所ならびに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も、同様とする。
２．当会社に提出する書類には、前項の規定による届出印を押印しなければならない。

（質権の登録および信託財産表示請求）
第11条　当会社の発行する株式につき質権の登録、変更もしくは抹消または信託財産の表示もしくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。

（基準日）
第12条　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２．前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ２週間前に公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

## 第３章　株主総会

（招集）
第13条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）
第14条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第15条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第16条　株主は、当会社の他の議決権ある株主１名を代理人として議決権を行使することができる。この場合代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第17条　株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第４章　取締役および取締役会

（定員）
第18条　当会社の取締役は７名以内とする。

（選任）
第19条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
２．取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）
第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（役付取締役および代表取締役）
第21条　取締役会の決議により、取締役社長１名を置く。
２．業務の遂行のため必要があるときは、取締役会長１名、取締役副会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。
３．代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

（報酬等）
第22条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

（取締役会規則）
第23条　取締役会の招集、議長、決議の方法および議事録については、取締役会の定める取締役会規則による。
２．取締役会に関するその他の事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則による。

（取締役会の決議の省略）
第24条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（社外取締役等との責任限定契約）
第25条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第５章　監査役

（定員）
第26条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任）
第27条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
２．法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
３．補欠監査役の選任決議の定足数は、第１項の規定を準用する。

（任期）
第28条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3．前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
4．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

（報酬等）
第29条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

（監査役との責任限定契約）
第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第６章　計算

（事業年度）
第31条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。

（期末配当金）
第32条　当会社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）
第33条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者または信託財産の受託者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第34条　期末配当金および中間配当金は、その支払開始日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第７章　附則

（最初の事業年度）
第35条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2019年12月31日までとする。

以上

別紙２

承継権利義務明細表

本件分割により、乙が甲から承継する本件権利義務の明細は、乙の成立の日において本事業に属する次に掲げる権利義務とする。ただし、本別紙「４．承継する権利義務から除外される資産その他の権利義務」に記載される権利義務を除く。

なお、これらの権利義務のうち、資産及び負債については、2019年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産

（１）流動資産

現金、当座預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、商品及び製品、半製品、貯蔵品、仕掛品、原材料、未収消費税、その他流動資産、貸倒引当金（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するものを除く。）

（２）固定資産

機械装置、運搬具、工具器具備品、電子計算機、建設仮勘定、ソフトウェア、株式会社新川テクノロジーズの株式、従業員に対する長期貸付金、その他固定資産（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するものを除く。）

２．承継する負債

（１）流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金、製品保証引当金、賞与引当金、前受金、前受収益、その他流動負債（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するものを除く。）

（２）固定負債

退職給付引当金、長期未払金、その他固定負債（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するものを除く。）

３．承継するその他の権利義務等

（１）本事業に主として従事する甲の従業員との雇用契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務

当社は、分割期日において、当会社と従業員との間で締結している雇用契約に基づく権利義務を新設会社にすべて承継し、同日以後、当社が必要とする従業員を新設会社より出向させるものとする。なお、当社における勤続年数等は、新設会社において通算するものとする。

（２）分割期日において、本事業に関して甲が締結している賃貸借契約、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、金銭消費貸借契約、その他一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務（ただし、甲によるグループ会社管理事業及び資産管理事業に関するもの（グループ会社間で共通して加入する保険契約やグループ会社で共有するITインフラに関する契約に係る契約上の地位を含むがこれに限らない。）を除く。）

（3）分割期日において、本事業に属する甲の特許、実用新案、意匠、商標、著作に関する一切の知的財産権
（4）分割期日において、本事業に属する免許、許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの

4．承継する権利義務から除外される資産その他の権利義務
（1）除外される資産・負債
①ヤマハ発動機株式会社を割当先とする第三者割当増資の払込により生じた当座預金
②普通預金、定期預金、外貨預金、長期性定期預金、保険積立金
③土地、建物及び建物附属設備
④子会社株式（株式会社新川テクノロジーズの株式を除く）、関係会社株式、投資有価証券
⑤敷金等差入保証金
⑥短期・長期貸付金、未収利息
⑦未払法人税等
（2）除外される権利義務
①事務所の建物に係る賃貸借契約
②金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及び当座貸越契約
③上記（1）に記載された承継されない資産及び負債に係る契約

以上

3．会社法施行規則第205条に定める内容の概要
（1）会社法第763条第１項第６号に掲げる事項の相当性に関する事項
①新設会社が本会社分割に際して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項
新設会社は、本会社分割に際して、普通株式10,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。
新設会社が当社に対して交付する株式の数については、本会社分割は単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、当社が任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設会社の適正かつ効率的な管理及び新設会社の資本金の額等を考慮し、前記の割当株式数が相当であると判断して、決定いたしました。
②新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第５条記載のとおりとすることにいたしました。
当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。
（2）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はありません。

以　上

（提供書面）

# 事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．経営成績等の概況

（1）当期の経営成績の概況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、底堅い成長が続く米国、緩やかな回復が続く日本、不透明感の強い欧州、減速が鮮明化している中国と、国・地域によって景気動向にばらつきが見られるものの、全体としては緩やかな成長を維持しました。一方、米中貿易摩擦をきっかけとした貿易停滞、金融資本市場の変動、英国EU離脱交渉の難航等の影響により、成長鈍化懸念が高まるなど今後の見通しは一層不透明な状況にあります。

半導体業界では、中長期の展望では車載、データセンター向けの需要拡大が確実視されていますが、スマートフォン市場の冷え込み、安全保障問題を含めた米中摩擦に起因する、中国企業の設備投資意欲の減退により、半導体市場の成長は鈍化しており、成長の本格化は2020年以降に後ろ倒しになると見込まれています。

先行きの不透明感から、設備投資の延期・見送りが相次ぎ、当社グループのメモリ、ロジック関連の売上は、当初の見込みより大幅に落ち込みました。一方で、中国市場でのコンシューマー向けローエンド製品は、多少の調整があったものの堅調に推移し、フリップチップボンダYSB55wの売上に貢献しました。また、ハイエンド製品対応フリップチップボンダも、一部顧客との間の先端プロセスにおける評価が終了し、売上に貢献しました。

このような環境の下、当社グループは、中期経営計画「Challenge Shinkawa 2020」に基づき、「既存事業の成長」、「新しいビジネス価値の開発」、「組織活性化と人材育成」の３つの基本戦略を軸に、業界のトップグループへの返り咲きを目指し努めてきました。前期においては、中国で新規代理店を採用し新規顧客の開拓を進めるとともに、当社グループに新たに加わった株式会社ＰＦＡと各分野でのシナジーを追求し、ワイヤボンダの新たなマーケットを見据え、電子部品実装にも対応するよう技術強化を進め、企業価値向上と市場の拡大を図ってきました。さらに、2019年2月には、当社とヤマハ発動機株式会社（以下、「ヤマハ発動機」といいます。）及びアピックヤマダ株式会社（以下、「アピックヤマダ」といいます。）との事業統合を実施することを発表しました。半導体後工程業界と電子部品実装業界の技術的融合が強まっている昨今、その両業界を跨ぐトータルソリューションの提供力が競争優位を左右する重要な要素となっています。この事業統合は、

電子部品実装に用いられるマウンター装置を手掛けるヤマハ発動機と、半導体製造工程のモールディング工程に用いられる装置を手掛けるアピックヤマダと、半導体製造工程のボンディング工程に用いられる装置を手掛ける当社による、電子部品実装装置と半導体製造装置の技術的融合を視野に入れた、顧客が求めるトータルソリューションの提供を目的としたものです。今後、当社グループは市場での競争優位を確立し、集約の進む海外企業に対抗しうる成長企業体を目指します。

当連結会計年度の業績は、売上高11,220百万円（前年同期比26.3％減）、営業損失3,147百万円（前年同期は営業損失620百万円）、経常損失3,059百万円（前年同期は経常損失488百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失3,182百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益563百万円）となりました。

配当につきましては、当期の業績、財務状況および今後の収益構造改革への取り組みを総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら無配とすることといたしました。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、可能な限り早期の復配を目指してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金1,000百万円を調達いたしました。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と総額4,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、IoT時代の到来を受け、2020年を最終年度とする中期経営計画「Challenge Shinkawa 2020」 を策定し、顧客の生産現場で進行するIoTによるイノベーションに対応する新製品の開発や、半導体ボンディングならびに電子部品実装の前後の工程を一貫とした新たなソリューションの創造などの施策に取組んでいます。

また、半導体後工程業界と電子部品実装業界の技術的融合が強まっている昨今、その両業界を跨ぐトータルソリューションの提供力が競争優位を左右する重要な要素であると認識し、ヤマハ発動機およびアピックヤマダとの事業統合を通じて、集約の進む海外企業に対抗しうる成長企業体を目指します。

## (3) 当社グループの財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第58期<br>2016年３月期 | 第59期<br>2017年３月期 | 第60期<br>2018年３月期 | 第61期<br>(当期)<br>2019年３月期 |
|---|---|---|---|---|
| 受　　注　　高（百万円） | 10,930 | 18,786 | 14,589 | 9,949 |
| 売　　上　　高（百万円） | 12,662 | 16,438 | 15,214 | 11,220 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円） | △1,849 | 243 | 563 | △3,182 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円） | △101.75 | 13.37 | 31.00 | △175.02 |
| 純　　資　　産（百万円） | 20,570 | 21,579 | 21,545 | 17,957 |
| 総　　資　　産（百万円） | 23,340 | 25,201 | 24,959 | 24,371 |

**受注高**

単位：百万円

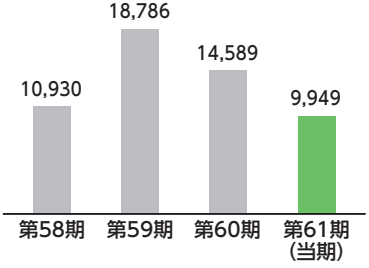


**売上高**

単位：百万円

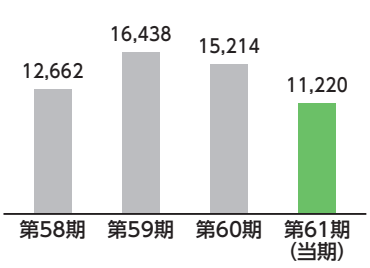


**親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)**

単位：百万円

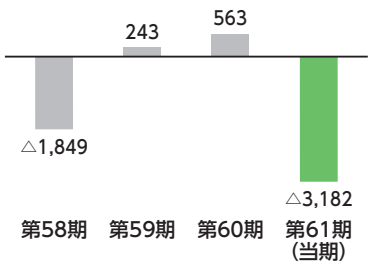


**１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)**

単位：円

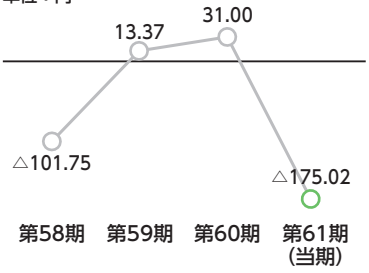


**純資産**

単位：百万円

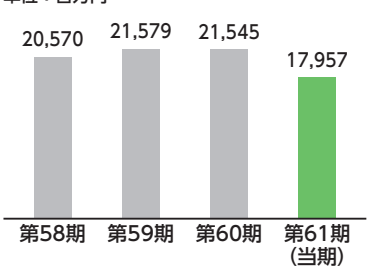


**総資産**

単位：百万円

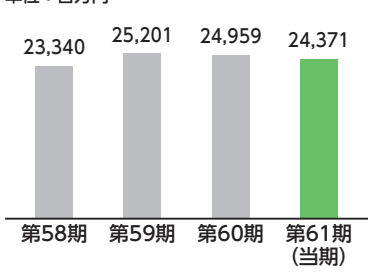

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会　社　名 | 資　本　金 | 当　社　の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社新川テクノロジーズ | 90,000千円 | 100.0% | 半導体及びその他電子部品を応用した精密機器の製造・販売 |
| 株式会社ＰＦＡ | 353,400千円 | 100.0% | 電子部品の実装装置、組立装置、検査装置等の設計、製造、販売及び各種製造用ソフトウェアの開発、販売 |
| 新川韓国株式会社 | 370,000千韓国ウォン | 100.0% | 半導体製造装置の保守サービス及び部品販売 |
| 新川半導体機械股份有限公司 | 13,800千台湾ドル | 100.0% | 半導体製造装置の保守サービス及び部品販売 |
| 新川（上海）半導体機械有限公司 | 200千米ドル | 100.0% | 半導体製造装置の保守サービス及び部品販売 |
| Shinkawa Philippines, Inc. | 10,523千フィリピンペソ | 100.0% | 半導体製造装置の保守サービス |
| Shinkawa Vietnam Co., Ltd. | 200千米ドル | 100.0% | 半導体及びその他の電子部品を応用した電子・精密機器用ソフトウエアの設計・開発 |
| Shinkawa Singapore Pte. Ltd. | 150千シンガポールドル | 100.0% | 半導体製造装置、部品の販売及び保守サービス |
| Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd. | 500千マレーシアリンギ | 100.0% | 半導体製造装置の保守サービス |
| Shinkawa (Thailand) Co., Ltd. | 10,000千タイバーツ | 100.0% | 半導体製造装置の保守サービス並びにベトナム社及びマレーシア社への管理指導業務 |
| Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. | 343,000千タイバーツ | 100.0% | 半導体製造装置の製造・販売 |
| Shinkawa U.S.A., Inc. | 50千米ドル | 100.0% | 半導体製造装置の販売促進及び市場調査 |

（注）1．Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd.の議決権比率は、当社が60.0％、Shinkawa Singapore Pte.

Ltd.が40.0％を保有しており、間接所有も含めています。
2．Shinkawa (Thailand) Co., Ltd.の議決権比率は、当社が97.3％、Shinkawa Singapore Pte. Ltd.が2.7％を保有しており、間接所有も含めています。
3．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③　その他

2018年６月１日付で株式会社パイオニアFAの全株式を取得し、子会社としました。また、同日付で同社を株式会社ＰＦＡに商号変更しました。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社12社により構成されており、半導体メーカー及び電子部品メーカー向け半導体製造装置の開発・製造・販売を主たる事業とし、さらに、当該事業に関連する保守サービスを展開しています。

主な製品は、ワイヤボンダ、ダイボンダ、フリップチップボンダ及びＦＡ機器です。

(6) 当社グループの主要な拠点（2019年３月31日現在）

① 当社

| 名　　称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 本社 | 東京都新宿区 |
| 西東京事業所 | 東京都武蔵村山市 |

② 子会社

| 会　　社　　名 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 株式会社新川テクノロジーズ | 東京都武蔵村山市 |
| 株式会社PFA | 埼玉県坂戸市 |
| 新川韓国株式会社 | 韓国　ソウル |
| 新川半導体機械股份有限公司 | 台湾　台北 |
| 新川（上海）半導体機械有限公司 | 中国　上海 |
| Shinkawa Philippines, Inc. | フィリピン　マンティンルパ |
| Shinkawa Vietnam Co., Ltd. | ベトナム　ホーチミン |
| Shinkawa Singapore Pte. Ltd. | シンガポール |
| Shinkawa (Malaysia) Sdn. Bhd. | マレーシア　クアラルンプール |
| Shinkawa (Thailand) Co., Ltd. | タイ　パトムタニ |
| Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. | タイ　パトムタニ |
| Shinkawa U.S.A., Inc. | 米国　アリゾナ州ギルバート |

■本社／西東京事業所 ■開発／製造／販売 ■ソフトウェア開発 ■販売／保守サービス

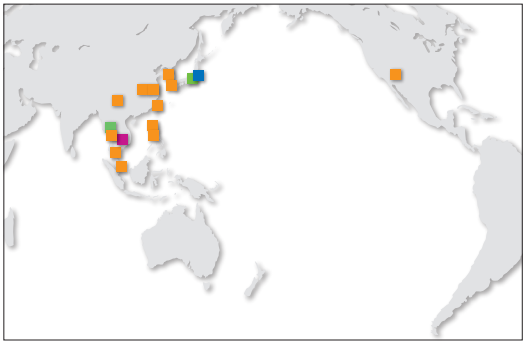

(7) 従業員の状況（2019年３月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 847名 | +92名 |

（注）従業員数は就業人員数であり、契約社員及びパートタイマー（20名）を含めています。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 292名 | △５名 | 43.8歳 | 14.5年 |

（注）従業員数は就業人員数（当社から子会社への出向者（24名）を除き、子会社からの当社への出向者（２名）を含めています。）であり、契約社員及びパートタイマー（20名）を含めています。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社きらぼし銀行 | 2,800百万円 |

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

（継続企業の前提に関する重要事象）

当社グループは、製品の開発および評価期間の長期化や売上高に対して固定費の比重が高いことなどから、過年度より連続して営業損失、経常損失を計上しています。このような状況により、当社は継続企業の前提に関する重要事象等が存在しています。

当社グループは、当該状況を解消すべく、「１．経営成績等の概況（2）対処すべき課題」に記載のとおり、中期経営計画「Challenge Shinkawa 2020」を策定し、顧客の生産現場で進行するIoTによるイノベーションに対応する新製品の開発や、半導体ボンディングならびに電子部品実装の前後の工程を一貫とした新たなソリューションの創造などの施策に取り組んでいます。

また、半導体後工程業界と電子部品実装業界の技術的融合が強まっている昨今、その両業界を跨ぐトータルソリューションの提供力が競争優位を左右する重要な要素であると認識し、ヤマハ発動機およびアピックヤマダとの事業統合を通じて、集約の進む海外企業に対抗しうる成長企業体を目指します。

なお、当社グループの自己資本比率は73.7％であり、事業運営を進めるための資金に

ついては取引銀行と当座貸越契約等を締結し、十分に確保しています。
　以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

（ヤマハ発動機、アピックヤマダ及び当社による事業統合）
　当社は、2019年２月12日開催の取締役会において、第三者割当増資を通じたヤマハ発動機による当社の子会社化、並びに、公開買付け及びその後の一連の手続を通じた当社によるアピックヤマダの完全子会社化及び当社の会社分割による当社及びアピックヤマダの共同持株会社体制への移行を伴う三社間の事業統合を行うことを決議し、統合契約を締結しました。
　2019年４月26日開催の臨時株主総会において、ヤマハ発動機を割当先とする第三者割当増資、新設分割計画および事業統合に伴う定款変更（監査等委員会設置会社への移行、決算期の変更および商号変更）が承認可決され、①第三者割当増資に係るヤマハ発動機による払込みが実行されていること、②アピックヤマダ株式の公開買付けが成立していること及び③2019年６月27日開催予定の第61回定時株主総会が終結していることを効力発生の条件としています。

## 2．会社の現況

(1) 株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　80,000,000株

② 発行済株式の総数　20,047,500株

（自己株式　1,858,876株を含む。）

③ 株主数　8,279名

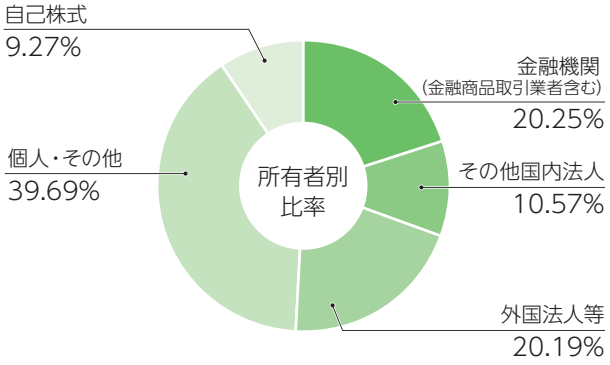


④ 大株主　（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 | 1,091千株 | 6.0% |
| みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託<br>きらぼし銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社 | 900 | 4.9 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 700 | 3.8 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 626 | 3.4 |
| 新川取引先持株会 | 611 | 3.3 |
| 株式会社アイ・アンド・イー | 499 | 2.7 |
| 東京きらぼしリース株式会社 | 405 | 2.2 |
| J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000 | 387 | 2.1 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 | 331 | 1.8 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 298 | 1.6 |

（注）１．持株数、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（1,858,876株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役<br>社長執行役員 | 長野高志 | |
| 取締役<br>副社長執行役員 | 永田憲雅 | 技術本部/生産・技術サポート事業部担当役員<br>兼技術本部長 |
| 取締役<br>専務執行役員 | 森　琢也 | 経営管理本部長 |
| 取締役 | 安生一郎 | 株式会社実装パートナーズ代表取締役<br>イノテック株式会社社外取締役 |
| 取締役 | 川上雄一 | インベンティット株式会社社外取締役<br>アトナープ株式会社社外取締役<br>NECキャピタルソリューション株式会社顧問<br>OmniTier Storage, Inc. Executive Advisor & GM, Japan |
| 常勤監査役 | 関口晃嗣 | |
| 監査役 | 吉野正己 | 吉野総合法律事務所代表パートナー |
| 監査役 | 三矢麻理子 | 東京工業大学監事 |

（注）１．取締役藤野昇氏は、2018年６月27日開催の第60回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

２．取締役安生一郎、川上雄一の両氏は、社外取締役であります。

３．監査役関口晃嗣、吉野正己、三矢麻理子の３氏は、社外監査役であります。

４．当社は、取締役安生一郎、取締役川上雄一、監査役吉野正己、監査役三矢麻理子の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．取締役安生一郎氏の兼職先である株式会社実装パートナーズと当社との間には、コンサルティング契約による取引関係がありますが、2018年度の取引額は約１百万円と極めて僅少です。また、取締役安生一郎氏の兼職先であるイノテック株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

６．取締役川上雄一氏の兼職先であるインベンティット株式会社、アトナープ株式会社、NECキャピタルソリューション株式会社及びOmniTier Storage, Inc.と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。

７．監査役吉野正己氏の兼職先である吉野総合法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

8．監査役三矢麻理子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9．取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担　　当 |
|---|---|---|
| 常務執行役員 | 藤野　昇 | Shinkawa Vietnam Co., Ltd. Chairman |
| 執行役員 | 田島寛敏 | マーケティング営業本部長 |
| 執行役員 | 佐久間哲也 | 生産・技術サポート事業部長 |
| 執行役員 | 大岡文彦 | Shinkawa Manufacturing Asia Co., Ltd. President<br>Shinkawa (Thailand) Co., Ltd. President |
| 執行役員 | 李　豪成 | 新川韓国株式会社　代表理事 |
| 執行役員 | 宗像広志 | ワイヤボンダ事業部長 |
| 執行役員 | 宮田靖久 | 株式会社ＰＦＡ　代表取締役社長 |

② 責任限定契約の内容の概要

・当社は2015年６月26日開催の第57回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約（会社法第427条第１項）に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社は取締役安生一郎氏、川上雄一氏及び監査役の全員と責任限定契約を締結しております。
・当該契約に基づく損害賠償責任（会社法第423条第１項）の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
・上記の責任限定が認められるのは、取締役及び監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

イ．報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬、賞与および譲渡制限付株式（社外取締役を除く）からなり、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、独立社外取締役を中心に構成する報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定します。

基本報酬は、各取締役の役位ならびに役割に応じた基本額に対して、能力と責任を反映した加算を行って決定します。

賞与は、業績連動を基本とし、役位、担当業務における成果・貢献度等を反映して決定します。

譲渡制限株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、基本報酬に応じて付与します。

ロ．報酬等の額

| 区　　分 | 取　締　役<br>(うち社外取締役) | | 監　査　役<br>(うち社外監査役) | | 合　　計<br>(うち社外役員) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 支給人員 | 支　給　額 | 支給人員 | 支　給　額 | 支給人員 | 支　給　額 |
| 報　　酬 | 6名<br>(2名) | 87百万円<br>(14百万円) | 3名<br>(3名) | 24百万円<br>(24百万円) | 9名<br>(5名) | 111百万円<br>(38百万円) |
| 役員賞与 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 計 | | 87百万円<br>(14百万円) | | 24百万円<br>(24百万円) | | 111百万円<br>(38百万円) |

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、2012年６月28日開催の第54回定時株主総会において一事業年度150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれない。）、2018年６月27日開催の第60回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内とご承認いただいております。

3．取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、２百万円が含まれております。

4．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第48回定時株主総会において一事業年度45百万円以内とご承認いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、35頁に記載のとおりであります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 安　生　一　郎 | 当事業年度の取締役会19回全てに出席いたしました。他社での経営経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言等を行っております。 |
| 取　締　役 | 川　上　雄　一 | 当事業年度の取締役会19回全てに出席いたしました。他社での経営経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言等を行っております。 |
| 常勤監査役 | 関　口　晃　嗣 | 当事業年度の取締役会19回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。<br>金融業における財務、会計に関する豊富な経験・知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言等を行っております。 |
| 監　査　役 | 吉　野　正　己 | 当事業年度の取締役会19回のうち18回に出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見識に基づき、取締役会の意思決定の適法性、適正性を確保するための助言、提言等を行っております。 |
| 監　査　役 | 三　矢　麻理子 | 当事業年度の取締役会19回のうち18回に出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見識に基づき、経営監督及び内部統制機能を強化するための助言、提言等を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　明治アーク監査法人

（注）明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行し、名称をアーク有限責任監査法人に変更します。

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 40百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑤　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意による監査役会決議により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、監査品質、職務の執行状況等を総合的に判断して、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

（注）　事業報告の記載金額は、表示単位未満を四捨五入で表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | (当期) 第61期 2019年3月31日現在 金額 | (ご参考) 第60期 2018年3月31日現在 金額 | 科目 | (当期) 第61期 2019年3月31日現在 金額 | (ご参考) 第60期 2018年3月31日現在 金額 |
| **流動資産** | **15,460** | **17,064** | **流動負債** | **4,589** | **2,185** |
| 現金及び預金 | 4,186 | 6,452 | 買掛金 | 1,098 | 1,238 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,820 | 4,971 | 短期借入金 | 1,900 | - |
| 電子記録債権 | 3 | 283 | 1年以内返済予定の長期借入金 | 200 | - |
| 商品及び製品 | 3,143 | 2,589 | 未払法人税等 | 80 | 72 |
| 仕掛品 | 3,501 | 1,223 | 製品保証引当金 | 116 | 273 |
| 原材料及び貯蔵品 | 940 | 762 | 賞与引当金 | 310 | 222 |
| その他 | 870 | 783 | その他 | 885 | 379 |
| 貸倒引当金 | △3 | △1 | **固定負債** | **1,825** | **1,230** |
| **固定資産** | **8,912** | **7,896** | 長期借入金 | 700 | - |
| **有形固定資産** | **5,956** | **5,013** | 退職給付に係る負債 | 879 | 852 |
| 建物及び構築物 | 1,649 | 1,454 | 繰延税金負債 | 239 | 372 |
| 機械装置及び運搬具 | 353 | 241 | その他 | 6 | 6 |
| 土地 | 3,830 | 3,217 | **負債の部合計** | **6,414** | **3,415** |
| 建設仮勘定 | 24 | 22 | 純資産の部 | | |
| その他 | 101 | 78 | **株主資本** | **17,237** | **20,406** |
| **無形固定資産** | **566** | **43** | **資本金** | **8,360** | **8,360** |
| のれん | 485 | - | **資本剰余金** | **8,907** | **8,907** |
| その他 | 81 | 43 | **利益剰余金** | **3,094** | **6,289** |
| **投資その他の資産** | **2,389** | **2,840** | **自己株式** | **△3,124** | **△3,150** |
| 投資有価証券 | 1,838 | 2,368 | **その他の包括利益累計額** | **720** | **1,139** |
| 長期貸付金 | 51 | 16 | **その他有価証券評価差額金** | **544** | **944** |
| 繰延税金資産 | 77 | 73 | **為替換算調整勘定** | **217** | **203** |
| その他 | 461 | 383 | **退職給付に係る調整累計額** | **△41** | **△9** |
| 貸倒引当金 | △38 | - | **純資産の部合計** | **17,957** | **21,545** |
| **資産の部合計** | **24,371** | **24,959** | **負債・純資産の部合計** | **24,371** | **24,959** |

# 連結損益計算書

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | (当期) 第61期 2018年4月1日から2019年3月31日まで 金額 | | (ご参考) 第60期 2017年4月1日から2018年3月31日まで 金額 | |
|---|---|---|---|---|
| **売上高** | | **11,220** | | **15,214** |
| **売上原価** | | **8,652** | | **10,492** |
| **売上総利益** | | **2,567** | | **4,722** |
| **販売費及び一般管理費** | | **5,714** | | **5,342** |
| **営業損失（△）** | | **△3,147** | | **△620** |
| **営業外収益** | | | | |
| 受取利息 | 10 | | 9 | |
| 受取配当金 | 48 | | 66 | |
| 受取賃貸料 | 13 | | 3 | |
| 為替差益 | 10 | | 61 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 11 | | - | |
| その他 | 12 | 103 | 7 | 145 |
| **営業外費用** | | | | |
| 支払利息 | 15 | | 4 | |
| その他 | 0 | 15 | 10 | 14 |
| **経常損失（△）** | | **△3,059** | | **△488** |
| **特別利益** | | | | |
| 投資有価証券売却益 | - | - | 1,108 | 1,108 |
| **特別損失** | | | | |
| 固定資産売却損 | 2 | | - | |
| 固定資産除却損 | 4 | | - | |
| 減損損失 | 9 | | - | |
| ゴルフ会員権評価損 | 24 | 39 | - | - |
| **税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）** | | **△3,098** | | **619** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 78 | | 57 | |
| 法人税等調整額 | 6 | 84 | △1 | 56 |
| **当期純利益又は当期純損失（△）** | | **△3,182** | | **563** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）** | | **△3,182** | | **563** |

# 貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | (当期) 第61期 2019年３月31日現在 金額 | (ご参考) 第60期 2018年３月31日現在 金額 | 科目 | (当期) 第61期 2019年３月31日現在 金額 | (ご参考) 第60期 2018年３月31日現在 金額 |
| **流動資産** | **11,544** | **14,274** | **流動負債** | **3,685** | **2,568** |
| 現金及び預金 | 2,158 | 4,125 | 買掛金 | 673 | 1,637 |
| 受取手形 | 69 | 84 | 短期借入金 | 1,900 | - |
| 電子記録債権 | 3 | 283 | 1年以内返済予定の長期借入金 | 200 | - |
| 売掛金 | 3,771 | 5,777 | 未払金 | 2 | - |
| 商品及び製品 | 2,021 | 1,841 | 未払費用 | 436 | 320 |
| 仕掛品 | 1,840 | 612 | 未払法人税等 | 43 | 53 |
| 原材料及び貯蔵品 | 809 | 705 | 預り金 | 41 | 37 |
| 未収消費税等 | 581 | 499 | 製品保証引当金 | 103 | 273 |
| その他 | 293 | 349 | 賞与引当金 | 232 | 222 |
| 貸倒引当金 | △0 | △1 | その他 | 55 | 25 |
| **固定資産** | **10,809** | **9,013** | **固定負債** | **1,550** | **1,043** |
| **有形固定資産** | **3,857** | **3,774** | 長期借入金 | 700 | - |
| 建物 | 677 | 728 | 退職給付引当金 | 607 | 670 |
| 構築物 | 1 | 2 | 長期未払金 | 6 | 6 |
| 機械装置及び運搬具 | 321 | 210 | 繰延税金負債 | 236 | 366 |
| 工具、器具及び備品 | 19 | 24 | **負債の部合計** | **5,234** | **3,611** |
| 電子計算機 | 38 | 13 | 純資産の部 | | |
| 土地 | 2,777 | 2,777 | **株主資本** | **16,574** | **18,732** |
| 建設仮勘定 | 24 | 22 | **資本金** | **8,360** | **8,360** |
| **無形固定資産** | **19** | **28** | **資本剰余金** | **8,907** | **8,907** |
| ソフトウエア | 13 | 21 | 資本準備金 | 8,907 | 8,907 |
| 特許権 | 6 | 7 | その他資本剰余金 | - | 0 |
| **投資その他の資産** | **6,933** | **5,210** | **利益剰余金** | **2,431** | **4,616** |
| 投資有価証券 | 1,838 | 2,368 | 利益準備金 | - | 2,090 |
| 関係会社株式 | 3,403 | 1,304 | その他利益剰余金 | 2,431 | 2,526 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,396 | 1,360 | 繰越利益剰余金 | 2,431 | 2,526 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 6 | 8 | **自己株式** | **△3,124** | **△3,150** |
| その他 | 290 | 171 | **評価・換算差額等** | **544** | **944** |
| | | | **その他有価証券評価差額金** | **544** | **944** |
| | | | **純資産の部合計** | **17,119** | **19,677** |
| **資産の部合計** | **22,353** | **23,287** | **負債・純資産の部合計** | **22,353** | **23,287** |

# 損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | (当期)<br>第61期<br>2018年4月1日から2019年3月31日まで<br>金額 | | (ご参考)<br>第60期<br>2017年4月1日から2018年3月31日まで<br>金額 | |
|---|---|---|---|---|
| **売上高** | | **8,256** | | **14,122** |
| **売上原価** | | **6,933** | | **10,971** |
| **売上総利益** | | **1,323** | | **3,151** |
| **販売費及び一般管理費** | | **4,298** | | **4,531** |
| **営業損失（△）** | | **△2,975** | | **△1,381** |
| **営業外収益** | | | | |
| 受取利息 | 14 | | 14 | |
| 受取配当金 | 713 | | 836 | |
| 受取賃貸料 | 43 | | 35 | |
| 為替差益 | 21 | | 45 | |
| その他 | 7 | 798 | 6 | 937 |
| **営業外費用** | | | | |
| 支払利息 | 15 | | 4 | |
| 賃貸収入原価 | 15 | | 11 | |
| その他 | 1 | 30 | 9 | 24 |
| **経常損失（△）** | | **△2,207** | | **△468** |
| **特別利益** | | | | |
| 固定資産売却益 | 2 | | - | |
| 投資有価証券売却益 | - | | 1,108 | |
| 関係会社投資損失引当金戻入額 | - | 2 | 241 | 1,349 |
| **特別損失** | | | | |
| 減損損失 | 9 | 9 | - | - |
| **税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）** | | **△2,214** | | **881** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | △43 | | △64 |
| **当期純利益又は当期純損失（△）** | | **△2,171** | | **944** |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年５月７日

株式会社　新　川
　　取締役会　御中

明治アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　三　浦　昭　彦　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松　本　勇　人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社新川の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新川及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は2019年2月12日開催の取締役会において、ヤマハ発動機株式会社及びアピックヤマダ株式会社との事業統合を行うことを決議し、統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年５月７日

株式会社　新　川
　　取締役会　御中

明治アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　三　浦　昭　彦　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松　本　勇　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社新川の2018年４月１日から2019年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は2019年2月12日開催の取締役会において、ヤマハ発動機株式会社及びアピックヤマダ株式会社との事業統合を行うことを決議し、統合契約書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月８日

株式会社　新　川　監査役会

常勤監査役　関　口　晃　嗣　㊞

監査役　吉　野　正　己　㊞

監査役　三　矢　麻理子　㊞

（注）　監査役関口晃嗣、監査役吉野正己及び監査役三矢麻理子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

## （ご参考）トピックス

### 株式会社新川、ヤマハ発動機株式会社及びアピックヤマダ株式会社の三社による事業統合

株式会社新川（以下「新川」といいます。）、ヤマハ発動機株式会社（以下「ヤマハ発動機」といいます。）及びアピックヤマダ株式会社（以下「アピックヤマダ」といいます。）の三社は、2019年２月12日開催の各社の取締役会において、第三者割当増資を通じたヤマハ発動機による新川の子会社化、並びに、新川によるアピックヤマダの完全子会社化及び新川の会社分割による新川及びアピックヤマダの共同持株会社体制への移行を伴う三社間の事業統合（以下「本事業統合」といいます。）を行うことをそれぞれ決議し、統合契約書を締結しました。

〇本事業統合の目的

近年の半導体業界において、半導体の製造工程間の連携が強く求められています。このようなお客様からのトータルソリューションの要求に応えながら競合他社に打ち勝っていくには、相互の技術・製品を組み合わせつつ、半導体業界の市況の波に影響されない企業体力を構築する必要があり、本事業統合はこれらの側面から見て有効な手段であると考えました。

本事業統合によりサーフェスマウンターを有するヤマハ発動機、ボンダを有する新川、モールドを有するアピックヤマダの三社の技術を結合し、『半導体後工程及び電子部品実装分野におけるTurn-Keyプロバイダー』としてお客様の期待を超えるトータルソリューションを提供することを目指します。更に、『日本発の新しいプロセス技術を創造・発信する企業』として、新たな参加企業も募り、半導体後工程製造・電子部品組立装置市場で世界トップシェアを目指して参ります。

※ヤマハ発動機

ヤマハ発動機は、二輪車事業やマリン事業を主力としており、ロボティクス事業を成長戦略の柱の一つと位置付けています。近年、需要が増加している高密度モジュール品の組立工程においては、新川が扱うダイボンダ及びフリップチップボンダとヤマハ発動機が扱うサーフェスマウンターの相互連携が期待されています。

※アピックヤマダ

アピックヤマダは、半導体後工程装置や電子部品の開発・製造・販売を主力事業としており、モールディング装置においては世界シェア第二位を誇ります。新川が扱うボンディング装置とアピックヤマダが扱うモールディング装置との連携が可能になれば、半導体後工程の主要な工程をカバーすることができます。

〇事業統合後の体制

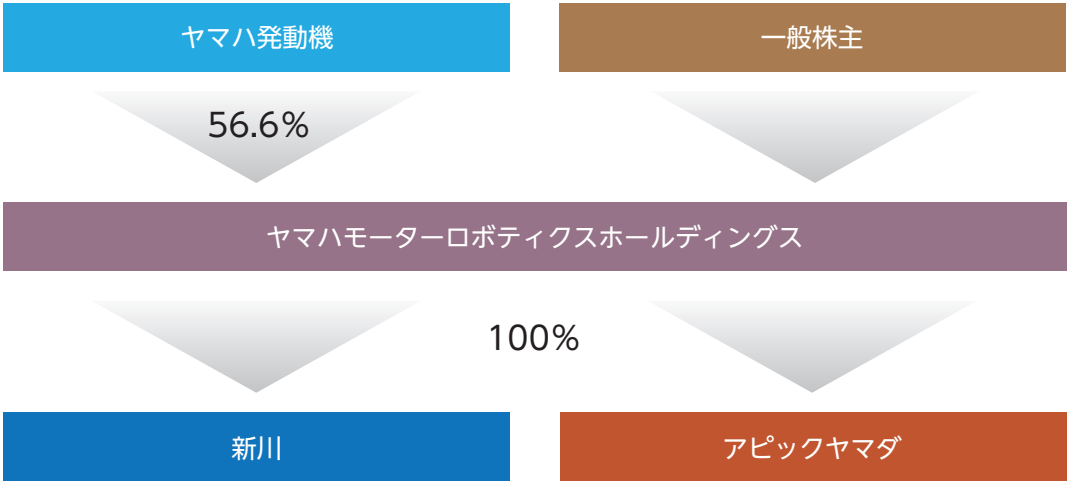


現在の新川は、2019年７月１日付で「ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社（以下「ヤマハモーターロボティクスホールディングス」といいます。）」に商号変更し、持株会社となる予定です。また、会社分割により、事業会社として「株式会社新川（以下「新川」といいます。）」を新たに設立する予定です。本事業統合完了後は、ヤマハ発動機がヤマハモーターロボティクスホールディングスの親会社（ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式保有割合は56.63％となります。）となり、事業会社となる新川及びアピックヤマダは、ヤマハモーターロボティクスホールディングスの完全子会社となります。

## 株主メモ

| | |
|---|---|
| 事業年度 | 毎年４月１日～翌年３月31日 |
| 定時株主総会 | 毎年６月 |
| 株主確定基準日 | 定時株主総会　議決権行使株主　３月31日<br>配当金受領株主　３月31日<br>なお、中間配当を行う時は９月30日<br>その他必要がある場合は、あらかじめ公告する一定の日 |
| 公告方法 | 電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。<br>公告掲載URL<br>https://www.shinkawa.com |
| １単元の株式の数 | 100株 |
| 株主名簿管理人<br>特別口座の口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 同連絡先 | 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部<br>東京都府中市日鋼町１-１<br>TEL 0120-232-711（通話料無料） |
| 上場証券取引所 | 東京証券取引所 |

ご注意

1．株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっています。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっていますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取り次ぎいたします。
3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

# 第61回定時株主総会 会場のご案内

**会場**

東京都武蔵村山市伊奈平２丁目51番地の１
**株式会社 新川 本店会議室**（第８号棟６階）

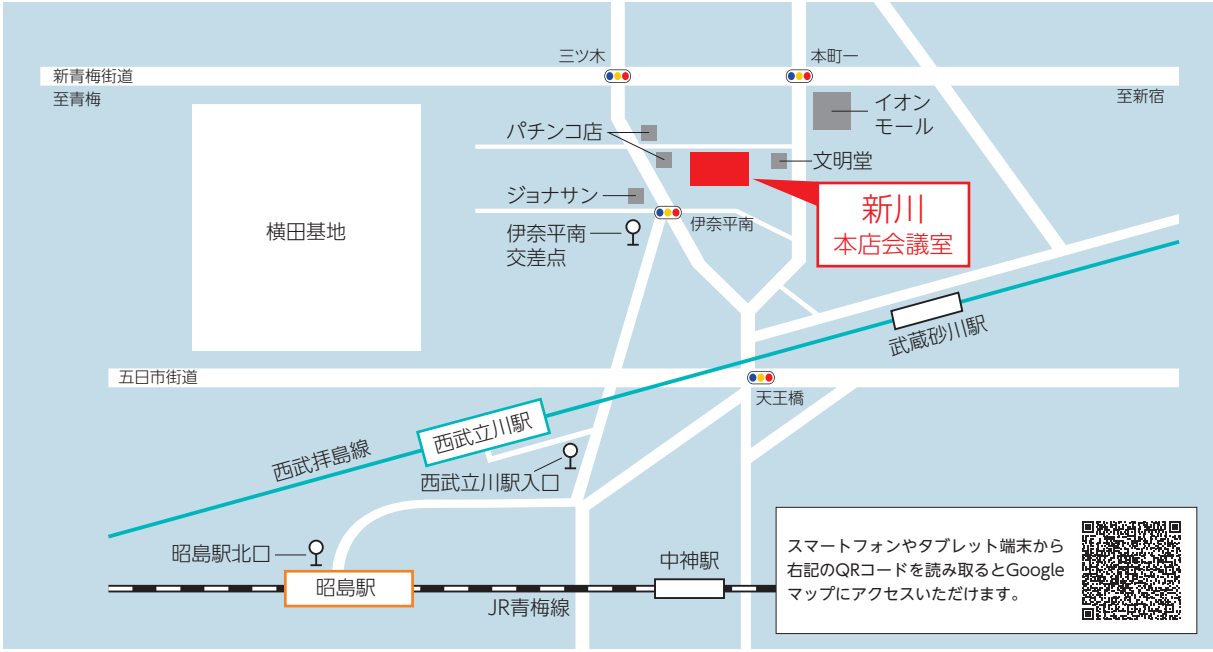


## 交通のご案内

### ＪＲ青梅線　昭島駅より、

「北口バス乗り場」にて

- **箱根ヶ崎駅東口行**
- **IHI行**
- **春名塚行**
- **イオンモール行**のいずれかのバスに乗車

### 西武拝島線　西武立川駅より、

「西武立川駅入口」バス停にて

- **箱根ヶ崎駅東口行**
- **IHI行**
- **春名塚行**
- **イオンモール行**のいずれかのバスに乗車

**伊奈平南交差点下車**、徒歩10分。

※IHI行のバスは22番系統（エステート立川経由）をご利用ください。22－２番系統（立川七中経由）は伊奈平南交差点に停車しません。